

Title	カフカの小説『審判』における逮捕の意味について：「門番物語」と関連して
Sub Title	Über die Bedeutung der Verhaftung in Kafkas Roman „Der Prozeß“ : Im Zusammenhang mit der ‚Türhütergeschichte‘
Author	清水, 薫 (Shimizu, Kaoru)
Publisher	慶應義塾大学独文学研究室
Publication year	1989
Jtitle	研究年報 (Keio-Germanistik Jahresschrift). No.6 (1989. 3) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN1006705X-19890331-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カフカの小説『審判』における 逮捕の意味について

——「門番物語」と関連して——

清 水 薫

小説『審判』(Der Prozeß)は、ある朝主人公のヨーゼフ・Kが突然逮捕されるところから始まるが、この逮捕は通常の意味での逮捕ではない。ヨーゼフ・Kは身柄を拘束されるわけでもなく、ただ逮捕のことが彼に告げられるだけである。そして役人とヨーゼフ・Kとの間でこの逮捕の件について様々な議論がなされ、その議論が結局『審判』の終わりまで続くことになる。この逮捕は普通われわれが想像するのは別の形式によるものであるらしい。しかしその逮捕の形式はこの小説の中では最後まで明らかにされていない。われわれに知らされているのは、ヨーゼフ・Kが逮捕されているということ、その原因となったのは、「誰かがヨーゼフ・Kを中傷したに違いなかった。」(九)というところ、そしてヨーゼフ・Kはこの逮捕を認めず、無罪を証明しようとしているということだけである。このような逮捕の意味を知るためには、この小説の構造が明らかにされなければならない。そしてその説明は、この小説の第九

章(マックス・ブロートによる章分け)「大聖堂にて」の中で、ある僧侶(教誨師)によって語られる「門番物語(1)」と小説全体との関連を明らかにすることによって可能になると思われる。なぜなら、この物語と『審判』はパラレルな関係にあり、この物語についてなされている僧侶自身の解説が、『審判』全体にも適用されると考えられるからである。この関連とこの小説及び物語の構造については、インゲボルク・ヘネルの論考「門番物語とそしてカフカの『審判』にとつてのその意味(2)」において適確に論じられているので、先ずその内容を紹介してみたいと思う。

《パラレルな関係(3)》

この「門番物語」は、小説『審判』の枠から取り出されると、極めて理解し難いものとなるが、しかしその意味は差し当たりこの物語だけから解明されるべきである。

先ず「法」(Das Gesetz)への入口が「田舎から来た男」(Der Mann von dem Lande)のためにだけ定められているということは、彼はこの入口を使用すべきであったということの意味しているに違いない。そこで問題となるのは、自分のために定められた開いている門の前で、「門番」(Der Türhüter)から門の中へ入る許可を待ちながら、無駄に人生を過ごしたこの男の怠慢である。この物語は、なぜ門番がこの門の中へ入ることを禁ずるのか明らかにしていないが、しかしこの男がその禁止に従うことによって、自己の人間性を放棄し、人生を無意味なものにしているということを明確に示している。

次に『審判』との関連からみると、この物語は僧侶によって、ヨーゼフ・Kの置かれた状態と彼の思い違いを彼本人に悟らせるために語られるものである。この思い違いは、先ず最初に、ヨーゼフ・Kが自分の罪を決して認めよう

とはせず、自分がこの訴訟に巻き込まれた原因は、裁判所の役人達の弱さにあると見做していると同時に、そこに、この訴訟に影響を与えてそれを有利に展開し、裁判所の助力を得てこの訴訟に勝つ見込みがあると信じている点にある。それ故彼は常に他者の助力を手に入れようとする。僧侶からも彼は援助を期待している。そして更にもう一つの思い違いは、彼が訴訟の思わしくない経過の責任を裁判所に属している者達に転嫁していることにある。ヨーゼフ・Kが彼らのところで助力を見い出せないときには、彼らは彼にとって無能なもの、権限のないものとして現われる。この思い違いは、「門番物語」の場合とパラレルな関係にある。最初の思い違いは、門番に対する「田舎から来た男」の懇願と贈賄の試みによって表現され、また二つ目のより危険な思い違いは、この男が自分自身の行動に対する責任を我と我が身に引き受けないということによって表現されている。彼は門番の力に対する自己欺瞞に喜んで身を委ね、門番の下す禁止を門の中へ入る際の絶対的な障害と見做している。門の前での彼の哀れな死は、この自己欺瞞に対する有罪判決である。

ヨーゼフ・Kはこの物語を聞いて、彼自身と「田舎から来た男」との、また裁判所と門番との類似性をすぐに理解する。そしてすべての罪をこの男から門番へ転嫁しようとする。それに対して僧侶は、門番は役人として自由の身ではなく、そしてこの「田舎から来た男」にはなく、「法」に対してのみ責任があり、一方この男は自由な人間として、自らの行為に対するすべての責任を担っていると主張する。この主張を理解するためには、役人であることがカフカにとって何を意味しているかということを知らなければならない。

《役人であること (Beamter-Sein)》

僧侶は門番についての最終的な見解として、彼が言うことのすべては「必然的」(notwendig)であるという。門番は役人である限り、自由でも個性的でもなく、自分自身も他の者も理解することのない必然性に従属させられている。人間的な訴えが彼に届くことはないし、彼がそれによって影響されることもない。役人との人間的な接触は存在しない。役人は他の人間に対して何の責任も負っていない。彼の正当性は、彼が完全に一致しているところの彼の職務、機能においてのみ証明される。役人の純然たる事実性、機能性が、彼を罪も責任も存在しない客体の世界に組み入れることによって、彼を人間的な判断から遠ざけている。このように客体の世界に組み入れられることによって、彼はある種の威厳を手に入れるが、それは自由で自律的な人間の威厳ではなく、他から貸与えられた彼の職務の威厳である。それは外面的には、彼の表情の硬直さ、ぎこちなさとなって現われている。

どんな人間でも外から見られるならば、つまり客体として見做されるならば、役人として現われる。ヨーゼフ・K自身も例外ではない。『審判』の中では、彼は他の弁護依頼人達によってそのように見做されている。また日常的な面においては、彼は銀行の役人として彼の職務の保護下にある。銀行の職務は、裁判官が被告人ヨーゼフ・Kから引き離されているのと同様に、彼を他の人間から引き離している。銀行では彼は全体の一部であり、この裁判組織と似たヒエラルヒーの一部であって、彼個人はその職務において消滅している。

人間の内面で生じていることについては、ただ主観的な言明が出来るだけであって、客観的な観察が人間的なものの核心に迫ることはない。誰も他の人間に対して判断を下すことは出来ないし、僧侶の意見によれば、門番に対する判断がヨーゼフ・Kに許されてはならない。「田舎から来た男」の怠慢は、門番の誤りによって正当化されることはなく、ヨーゼフ・Kの訴訟の思わしくない進行が役人達の弱さによって正当化されることもない。僧侶が持ち出す門番についての多くの外見上矛盾する意見はすべて、門番が人間としては未知の存在であり、あらゆる一義的な判断を免れているということの現れである。知られているのは役人としての門番の職務だけであって、それは門番が「田舎から来た男」に門の中へ入ることを禁ずることである。この男は自発的に「法」の外で人生を過ごしたのであり、それ故彼の怠慢の罪は彼だけに負わされることになる。この罪が小説『審判』のテーマとなっている。

ヨーゼフ・Kは逮捕によって行動を制約されることはなく、そのことが彼に伝えられるだけである。従ってこの逮捕は裁判所の行為ではなく、ヨーゼフ・Kが既にこの小説の始めに置かれていた状態のことである。これは彼自身が引き起こした状態であるが、彼はそれを意識することはない。ヨーゼフ・Kは逮捕の責任を裁判所に転嫁したが、なぜ彼はそうしようとするのだろうか。

カフカの見解によれば、人間には善と悪の明確な認識が与えられている。彼が罪を犯しているということは、彼が何をすべきか知らないからではなく、己の知に従って行動する力が彼に欠けているからである。人間の罪に落ちた状態の原因は、彼が認識の木から食べたことにあるのではなく、認識に従って行動する力を与えたであろう生命の木か

ら食べなかつたことにある(4)と見做されている。カフカの描く人物の有する悪は、従ってその人物の弱さである。しかしこのことを彼は自分自身に認めることは出来ない。なぜなら彼には罪の許しに対するキリスト教的な信仰が欠けているからである。完全な認識と力の欠乏との間で、この人物は極めて絶望的な状態に置かれている。その結果彼は、この力を増すことが出来ないので、認識を減らし、そして曇らせようとするのである。自己の行為に対する責任を自己から境遇、他人そして世界一般へ転嫁しようとする人物の試みは、認識を曇らせることに役立つ。このような正当化の仕方をカフカは「動機づけ」(Motivation)(5)と名付けている。彼は自己の罪を外の世界へ投影し、その世界を邪悪なもの、敵対的なものと呼ぶことによって、良心の呵責から逃れようとするのである。『審判』はこのような自己弁護と正当化の記録である。ヨーゼフ・Kは裁判所に対して自己弁護を試みようとするが、その裁判所は神の法の代行者として理解されてはならない。それは弱さ(認識に従って行動する力の欠乏)が動機となってなされる人間的な正当化の道であり、その構築物である。

《『審判』の世界》

『審判』の世界は、罪あるものの動機づけ(自己の罪、つまり弱さを外界へ投影すること)によって築かれた主観的な世界である。その世界が明瞭な描写にもかかわらず、非現実的な印象を与えるのはそのためである。ヨーゼフ・Kは彼の可視的な世界自体を自己正当化、動機づけから創造している。例えば、審理の場所を郊外の貸アパートに移すのは、裁判所ではなく彼である。そこは彼自身の内面と同様に薄汚れておちぶれている。あるいは彼が選ぶ階段がどれであっても、それが彼を目的の場所へと導いていく。そして彼自身が裁判所の者達を弱くて無知で腐敗した役人に

している。「審判」の世界の悪は、ヨーゼフ・K自身の弱さの動機づけであり、自己の罪と「制限されていること」(Beschränktheit)の投影である。それ故その世界はわれわれにとって理解し難いものであり、われわれはただ役人としての人物達に出会うだけである。

「門番物語」についてみると、ヨーゼフ・Kにとっての裁判所の役人と同様に、門番は「田舎から来た男」の動機づけである。門番の下す禁止は、この男の罪(弱さ)故に目標を達成出来ないでいることの外界への投影である。そしてこの入口はこの男のためだけに定められているという門番の言葉が、この物語、そして同時に『審判』を解明する鍵となっている。門番のこの言葉は、その入口が理性によって把握出来るような普遍妥当な法に通じているのではないことを示している。この法は「田舎から来た男」に「固有の法」である。門番は彼にこの法の中へ入ることを禁ずると同時に、その前に立っていることによって、この法への入口を指し示している。人間がこの「固有の法」へ到達するのは、規律の遵守によってではなく、彼個人全体の投入によってである。この法の妥当性は、その普遍性によってではなく、その要求の無制限さによって獲得される。それは人間に安らぎを与えることなく、生涯に渡ってこの不可能なこと(個人全体の投入によってその人間に「固有の法」の中へ入ること)へと人間を駆り立てるのである。

以上においてヘネルの論考の中の『審判』の構造にかかわる考察を中心にとめてみたが、この「固有の法」についてはこれ以上論究されていない。しかしここまでの考察によって、この小説の基本的な構造は明らかになると考えられる。ヨーゼフ・Kの内面世界の無意識的な流出としての『審判』の世界が、夢に似た構造になることは理解出来るし、逮捕が朝起きてから銀行へ行くまでの間に行なわれることも理解出来るであろう。またこの小説には筋の展開

といったものはなく、主人公は常に同じ状態に置かれたままであり、ある対立から生じる緊張がこの小説全体を支配しているということも納得される。ここでもう一度ヘネルの考察から逮捕の意味について考えてみると、この逮捕は、「ヨーゼフ・Kが既にこの小説の始めに置かれていた状態」を意味しており、彼の弱さ(認識に従って行動する力の欠乏)の動機づけである。またそれは、ヨーゼフ・K自身の罪、つまり彼が「固有の法」の外にいることに対する自己弁護、正当化として理解される。しかし逮捕の場面の個々の構成要素については、この考察からは説明され得ない。そしてそのことが逮捕の意味を相変わらず曖昧にしている。例えば、ヨーゼフ・Kの向かいに住んでいる「老婆」(九)、監視人の言う「保管庫」「売上金」(一二)、また、「毎日十時間ヨーゼフ・Kを監視して、それに対して報酬をもらう」という言葉(一五)、ヨーゼフ・Kが探している「身分証明書」(二三)、「胸のあたりがはだけたシャツを着て、赤みがかつたとがったあごひげを指で押したりひねったりしている大男」(二九、二〇)、更に、ラーベンシュタイナー、クリツヒ、カミナー(二五)の三人の銀行員などをどのように理解すればよいのだろうか。そしてヨーゼフ・Kが後になってビュルストナー嬢に彼女の部屋で逮捕のことを演じて見せている(二七、四三)ことは一体何を意味しているのだろうか。これらの事柄を理解するためには、ヘネルの言う、個人全体の投入によってその人間に「固有の法」に到達するということが、ヨーゼフ・Kにとって、またカフカ自身にとってどのようなことであるのかを知る必要があると思われる。

ヘネルの論考において考察されているように、「門番物語」と『審判』は明らかにパラレルな関係にある。そして「門番物語」は『審判』の中に包まれている。ということは、逆に『審判』が「門番物語」に包み込まれていると見

做すことも可能であろう(6)。更にこのことにおいて、『審判』とカフカ自身の関係が暗示されている、つまり、『審判』が包み込まれていると同時に包み込んでいるところのカフカ自身の存在が想定されていると考えることも出来るのではないだろうか。そうであれば、この物語の解説が物語の外の『審判』の中でなされているのであるから、更に『審判』についての解説をこの小説以外のところに求めることも可能であろう。その場合考えられるものは、カフカによって書かれたすべての文章である。『審判』は後で述べるように、その形式によるならば、始まりも終わりもあり得ない小説である。この小説はその前に書かれたものとその後書かれたものすべての中へ自己を拡張していくような作品である。

「門番物語」の語り手であると同時に解説者である僧侶は、この物語について、「すべてが真実であると見做す必要はない。すべてはただ必然的だと考えなければならぬ(7)。(二六四)と述べているが、この言葉は『審判』についても当てはまると考えられる。「田舎から来た男」が門の中へ入ることをせず、法の門前で徒らに一生を送ることも必然的であり、門番がこの男に法の中へ入ることを禁ずることも必然的であると同様に、ヨーゼフ・Kが無罪を主張しながら、無罪を証明できないままにいることも、そしてヨーゼフ・Kの罪に引き寄せられて、彼に逮捕を告げに来る裁判所の機構も必然的である。

それではカフカ自身にとって必然的であったものは何であろうか。それは彼が『日記』や『手紙』の中で再三書いているように、彼の「文学」である(8)。プロットに宛てた手紙の中で、「書かないことの不可能(9)」ということについて述べているように、「書くこと」が彼にとっては必然的な行為であった。このことについては、歴史的、社会的

そして民族的条件を考慮することなしには論じられないが、十九世紀末のプラハのドイツ系ユダヤ人社会の中にあつて、カフカは自己の存在を保障してくれるものをどこにも見い出せなかったと想像される。カフカにとっては日常的市民生活自体が幻想であり、そこに居続けることは狂気を意味していた。カフカは次のように書いている。

「すべてが幻想だ。家族、事務所、友人達、街路、すべて幻想だ。遠くにあるものも、近くにあるものも、女もそうだ。最も近い真実は、おまえが窓もドアもない独房の壁に頭を押しつけているということだけだ(10)。」

このような状態がカフカにとっては法の外に在ることであり、罪であると考えられる。しかしこの状態がそのままヨーゼフ・Kに引き継がれ、『審判』の世界として形成されていると考えられることは出来ない。なぜならそれを可能にするような視点(カフカ自身を語るための視点)は、このような幻想の世界の中にあつてはどこにも見い出すことが出来ないはずだからである。従つてカフカには、狂気に陥らないために、「書くこと」によつて現実を、世界秩序を創造し、その住人になるよりほかに道はなかったと考えられる。すなわち、語り手であるカフカ自身が作品の外にいてはならないという形式で書くことが、カフカにとっては必然だったのではないだろうか。しかしこのことが達成されるためには、一つ一つの言葉においてカフカ自身が現われていると同時に、書かれたもの全体がカフカ自身でなければならぬ。そのためには「書くこと」が何ものにも依存してはならず、カフカ自身に依存することもなく、「書くこと」の完全な自律性においてなされなければならない。このような自律性についてカフカは次のように書いている。

「書くことの不思議な、神秘的な、もしかすると危険な、あるいは救済する慰め。つまり、それは殺人者達の列

から飛び出すこと、行為としての観察だ。この行為としての観察は、より高度の観察が行なわれることによって、より高度のことであって、より鋭い観察ではない、その観察がより高度になればなるほど、その（列）からより手の届かないものになればなるほど、それは増々独立したものになり、増々その運動の固有の法則に従うようになり（*desto mehr eigenen Gesetzen der Bewegung folgend*）そして増々予測のつかない、喜ばしいものとなってその道を上昇して行くのだ（ii）。」

ヘネルの論考における「個人全体の投入」によって到達されるべき「固有の法」とは、カフカの場合ここで述べられている「（書くこと、の）固有の法則」であると考えることが出来るのではないだろうか。この法則の妥当性は、「その普遍性によってではなく、その要求の無制限さによって獲得される」。「門番物語」における「法」も従ってこの法則として理解することが出来るであろう。「田舎から来た男」は「法」を求めて来ていながら、その中へ入れないのであるから、この男は書くことの「固有の法則」に従って書きたいと望みながら、それが出来ないでいるカフカ自身であり、この男に対して法の中へ入ることを禁ずる門番は、書かれていることがこの「固有の法則」に従ってなされているのではなく、何か他のものに依存していることを認識するカフカ自身であると考えられる。門番がこの男に門の脇にすわることを許し、将来入門を許可することもあり得ると言っていることは、「書くこと」に対するある認識を意味している。それは、カフカによって書き続けられていること（「田舎から来た男」が門の脇にすわっていること）が、次第に書くことの固有の法則に従うようになる可能性は必ずしも否定出来ないということである。しかしこれは門番の思い違いであり、後で僧侶によって否定的な見解が述べられているように、彼にはそのような権限は与えられていない。法の中へ入るかどうかは「田舎から来た男」自身の問題であり、この男がその中に入るときには、こ

の門番は消滅している。また門番が何人もいて、しかも次第に力強くなるということは、書くことの自律性の高まりに依じて、書くことの依存性を認識する力が強まることを意味している。この依存性についてのカフカの言葉を引用しよう。

「隠喩は書くことにおいてぼくを絶望させる多くのものの一つだ。暖炉に火を入れている女中、その暖炉の近くで温まっている猫、身体を暖めている哀れな老人にさえ依存していること。これらはみな自律した、固有の法則に従った活動 (eigengesetzliche Verrichtungen) である。ただ書くことだけが頼るものもなく、冗談であり、絶望なのだ⁽¹²⁾。」

書くことに対するカフカの絶望的な認識が、「田舎から来た男」が法の外に在ること、つまり「固有の法則」以外のものに依存して書いていることは必然的であると僧侶に言わせているのである。門番の列(殺人者達の列)は、書くことの高まりに依じた認識の側のヒエラルヒー(裁判所)である。この認識は、書かれたもの、あるいは書かれていることに対する認識である。書かれていなければこの認識は存在しないと考えてよい。逆に言えば、書かれ出すと同時に認識が立ち現われるということである。それ故に、「門番物語」では先ず始めに、「法の前に門番が立っている」(Vor dem Gesetz steht ein Türhüter) (二五五)のである。門番はこの物語が書かれ出すと同時に存在し始めるのであるが、彼は法から派遣されたものであり、法の前に立っていることによって法の存在を指示している、あるいは法の存在が前提とされている。カフカが書くということは、書くことの「固有の法則」の存在が前提とされている、というよりむしろ、その法則に対するカフカの信仰を物語っている。従って門番の前に「法」(Gesetz)が位置し、書

くことはその「前」(Vor)でなされる行為なのである。カフカの宗教性はこの点において認められるであろう。

「田舎から来た男」が法の外ではあっても、生きている限り、つまり書き続けている限り、この信仰を持ち続けているのであって、門番が門を閉めようとすることは、僧侶が言っているように、彼の思い違いである。それは法に対する越権行為であり、また門番自身を消し去ることもである。門番のこの行動は、『審判』においてこの越権行為が行なわれることを予示している。

「田舎から来た男」がこの旅に備えて用意してきたものや貴重なものでさえ、門番を買収するために使い果たすということは、認識に頼って書こうとするこの男の思い違いであり、『審判』において、ヨーゼフ・Kが裁判所のこととて思い違いをしているという僧侶の言葉はこのことを意味している。実際この小説の第九章では、僧侶(認識)に頼って対話が進められている。また「旅」というのは明らかに『審判』のことを指していると考えられる。従って、旅に備えて用意してきたものや貴重なものでさえ使い果たすということは、これまでに書かれたもの、貴重な手紙や作品でさえ『審判』のために使い果たしてしまったということになるであろう。

この男が死を前にして視力も弱まり、背丈が門番と比べてすっかり低くなってしまったということは、『審判』を書き続ける力が弱まってきたことを示している。そして本来の書き方から増々遠ざかった分だけ認識が増してきた(門番の方が大きくなった)ことになる。このことは『審判』の後半の数章で、弁護士や画家、僧侶といった裁判所側の人物たちとの(書くことに対する)認識についての対話が増えてきたことに対応している。「門番物語」の終わりの方で現われる「輝き」(Glanz)は、直接的には小説『審判』の中でこの物語が書かれていることに対する比喩である

と思われるが、これはやはりここではこの男の目が弱ってきたことによる必然的な錯覚であると思ふべきではないだろうか。画家のティトレリが言うところの「見せかけの」(scheinbar) (一八四)の無罪証明である。この物語はカフカ自身の比喩の比喩であり、対象から遠ざかった分だけ書くことの自律性が保たれているかのような錯覚が生じていると理解することも出来るのではないだろうか。しかしもしこの「輝き」に向かつて進んでいったならば、この男も門番も消え去り(小説『城』にはその徴候が認められる)、カフカの文学は、「一つの新たな秘教、カバラ⁽¹³⁾」へと変貌していったのかもしれない。最後に、この「田舎から来た男」のためにだけ定められていると言われる門は、「書くことの固有の法則」に対するカフカ個人の信仰の象徴であり、作家と語り手と主人公の完全な一致というカフカ独特の形式を指示していると考えられる⁽¹⁴⁾。

さて、逮捕のことについて改めて検討してみたい。小説『審判』は、「誰かがヨーゼフ・Kを中傷したに違いないかった。」(JEMAND MUSSTE Josef K. verleumdet haben,) という言葉で始まるが、ヨーゼフ・Kが中傷されたのは『審判』が書き始められる前であり、このことは既にヨーゼフ・Kが存在していたこと、すなわち何か書かれたものがあって、それに対する認識がなされていることを示している。この逮捕は、その書かれたものと、今『審判』において書かれていることに対する裁判所の判断、つまりそれが書くことの「固有の法則」に従っていない(罪がある)という認識である。しかしヨーゼフ・K(カフカ)はこの逮捕を絶対に認めるわけにはいかない。なぜならこの法則に従って書こうとする(無罪を証明しようとする)試み以外に自己が存在し得る可能性がないからである。それ故ヨーゼフ・Kにとっては、『審判』の前に書かれたものに対してなされた認識は「中傷」ということになるのである。『審

判』はその書き出しから、ヘネルの言う動機づけが行なわれていることになる。但しそれは、「彼には罪の許しに対するキリスト教的信仰が欠けている」からではなく、書くことの「固有の法則」に対する信仰があるからであり、ヨーゼフ・Kとカフカとの一致という形式をどうしても守らなければならない必然性によるものである。この動機づけによってヨーゼフ・K(カフカ)の認識が外界へ投影されているわけであるから、逮捕にやって来る役人はヨーゼフ・K(カフカ)自身であり、従って最初にヨーゼフ・Kを中傷したのもヨーゼフ・K(カフカ)自身である。「審判』はこのような意味で動機づけされた世界であり、このことによって、一つ一つの言葉においてカフカ自身が現われるということが可能になる。ヨーゼフ・K(カフカ)の外見についてもこの形式によれば当然動機づけされなければならない。それは例えば、ヨーゼフ・Kが銀行へ出かける(カフカが労働者災害保険局へ出かける)際のラーベンシュタイナー、クリツヒ、カミナーの行動によって描写されている。あるいはまた、「非個人的な、貧血症の若者たち」、「ピュルストナーの写真のそばのグループ」、「ぎこちなく両手をぶらぶらさせているラーベンシュタイナー」(二五)、「カミナーの微笑は故意にしているのではないのだ、それどころか彼はそもそも意図的に微笑することなど出来ないのだ」(二六)というような言葉によって表現されている。

認識する機構としての裁判所から派遣される役人は、書くことに対するすべての認識を分担されており、その程度に応じて彼らの風貌や職務が異なっている。最初に逮捕にやって来る監視人の表情、意見そして行動は決して上品な印象を与えないが、それでも書くことに対する必然的な認識を表現していると考えられる。書くことが可能となるためには、先ず生活することが必要であり、そのためには出版のことも考えなければならぬ。「保管庫」、「売上金」といった言葉は、そのような事柄の比喩として理解することが出来るであろう(15)。彼らがヨーゼフ・Kの食事を食

べていることは、もし銀行の職務が書くことの障害になるのであれば、書くことによつて食べることも考えなければならぬというヨーゼフ・K（カフカ）の認識の外界への投影である。しかしその認識はより次元の高い認識によつて後で罰せられることになる。その描写が、この監視人達が裁判所から派遣された管刑事によつて鞭打たれる場面である。しかもそれがヨーゼフ・Kにとつては生活の基盤である銀行の中で行なわれていることは暗示的である。彼らは明らかに越権行為をしたのであり、彼らの職務は毎日十時間ヨーゼフ・Kを（彼が書いていることを）監視することである。その時間は、例えば六時間の睡眠と八時間の役所勤務を除いた残りの十時間であり、ヨーゼフ・Kが書いていなければならぬ時間である。なぜなら、彼が眠っているときと、役所においてその機構の一部となつているときには、「彼個人は消滅している」ので書く必然性は生じないからである。

「身分証明書」が意味するものは明らかである。ヨーゼフ・K（カフカ）は書かれたものの中以外には存在しないはずであるから、それはこれまでに書かれた日記や手紙そして作品のことを指していると考えられる。

「老婆」はこの小説にとつて危険であると同時にやはり必然的な存在である。彼女はヨーゼフ・Kのいる場所から離れたところにおいてこちらを観察している。彼女はヨーゼフ・K（カフカ）の書いているという意識の投影であると思われる。彼にとつて書くことは、「彼個人全体の投入」によつて、その「固有の法則」に従つてなされねばならないが、そのためには、時間の制約もなく、無意識のうちに、流れるように一気に書き、その書かれたものの中にはじめて自己の存在を見ているように書かれなければならない。しかしそれはほとんど不可能であつて、しばしば書いているという意識が生じるのは己むを得ない。ヨーゼフ・Kは彼に書いているという意識が生じると同時に、その意識を老婆の姿に投影し、彼女を彼の視界の中へ引きずり込む（その意識を作品の中に包み込む）ことによつて、『審判』の

形式を保とうとしているのである。ところがこの小説の進行とともに彼女の仲間が次第に増えていくようである。このことは書くことの放棄にもつながり兼ねない。そしてこの意識を押さえ付けようとする意志があつた「大男」であると考えられる。しかしまたヨーゼフ・K(カフカ)にとつては、意識的であることは書くことの自律性と完全に矛盾する。それ故彼は、身体全体の大きさを見せてしまった「大男」を「見てはいけない」(二六)とクリツヒ(カフカ)に向かつて叫んでしまうのである。しかしここではカフカはそろそろ書くことを止めたかたうたようである。

最後にこの逮捕とビュルストナー嬢との関係について簡単に触れておきたい。逮捕に関するヨーゼフ・Kと監督官との遣り取りがビュルストナー嬢の部屋で行なわれ、更に後になって彼女の前でヨーゼフ・Kがこの逮捕を演じて見せているということは、彼女がこの逮捕に深く係わっていることを示している。この逮捕は彼女がいなくて、しかし彼女と何らかの関係を保ちながら行なわれ、後でそのことが彼女に一方的に説明されている。もし伝記的な事実と対比するならば、ビュルストナー嬢は明らかにフェリーツェ・パウアーであると思われる。ここで一つ一つ検討する余裕はないが、『審判』の中のビュルストナー嬢に係わる要素、例えば、写真、白いブラウス、帽子、あるいはヨーゼフ・Kが彼女を待ち構えていて突然襲いかかるように挨拶する様子、顔中いたるところにするキスなどはすべて、『フェリーツェへの手紙』の中で書かれていた事柄である(16)。フェリーツェのいないところで、しかも彼女と密接な関係を持って書かれたもの、そして更にそれについて後になって彼女に説明されたものと言えば、それは『判決』しかない。カフカは一九一三年八月十四日の『日記』の中でこう書いている。

「ぼくの状況に対して『判決』から導き出される様々な結論。ぼくはこの物語を間接的に彼女(フェリーツェ)に負っている(17)。」

この年は丁度カフカの三十歳の年であり(誕生日は一八八三年七月三日)、ヨーゼフ・Kが逮捕されたのは彼の三十歳の誕生日である。この日記の記述において『判決』に対する認識がなされてから約一年後にフェリーツェとの婚約が破棄され(一九一四年七月十二日)、その後すぐに『審判』が書き始められている(18)。この間に膨大な量のフェリーツェ宛ての手紙が書かれ、その内容が『審判』を書くために利用されている。従ってこの逮捕の直接のきっかけとなったものは『判決』が書かれたことであると考えられる。『審判』は『判決』とフェリーツェの存在を前提として書かれていると言うことも出来るであろう。『判決』は、ほとんど無意識のうちに一気に書かれたものであり(19)、「まるで本物の誕生のように脂や粘液で蔽われてぼくのなかから生れてきたもの(20)」ではあるが、しかし完全に書くことの「固有の法則」に従って書かれたものではないことを、他のもの(フェリーツェ)に依存していることをカフカは認めないわけにはいかない。そしてそのような書き方は不可能であるという認識に基づいて書き始められたものが『審判』ではないだろうか。そうであるとするなら、この小説の存在を保障するものはやはりあの作家と語り手と主人公の一致という形式である。「門番物語」について僧侶がすべては必然的だと言うことに対して、ヨーゼフ・Kが「嘘が世界秩序にされる」(二六四)と答えているのはこのことを意味していると考えられる。すなわち書くことがその「固有の法則」ではなく、形式に依存しているということである。

『審判』においては、裁判所の役人によってヨーゼフ・Kは処刑されるが、これは認識が書くことを、ヨーゼフ・

K(カフカ)の存在(『審判』)を終わらせることであり、この形式からの逸脱である。彼が死ぬ直前に書かれていると、「恥が彼を越えて生き延びていくかのよう」に思われた。」(es war, als sollte die Scham ihn überleben.)と云言葉は、書いていないカフカが生活し続けていくであろうことに対する表現である。

注

カフカの『審判』からの引用は、Franz Kafka: Der Prozeß. Hrsg. von Max Brod. S. Fischer Verlag, Frankfurt / M. 1946. により、本文中の()内に漢数字で頁数を記した。その他からの引用については、その都度出典を挙げる。傍点は筆者による。

- (1) 上の物語は、短編集『田舎医者』(Ein Landarzt) の中で、「法の前で」(Vor dem Gesetz) という題で納められている。Franz Kafka: Erzählungen. Hrsg. von Max Brod. S. Fischer Verlag, Frankfurt / M. 1946. カフカは一九一五年一月二四日の日記の中で、この物語を「門番物語」(die Türhütergeschichte) と呼んでいる。
- (2) Ingeborg Henel: Die Türhüterlegende und ihre Bedeutung für Kafkas 'Prozeß'. Deutsche Vierteljahrsschrift. XXXVII. 1963.
- (3) 《 》内の題名は筆者による。
- (4) Franz Kafka: Hochzeitsvorbereitungen auf dem Lande und andere Prosa aus dem Nachlaß. Hrsg. von Max Brod. S. Fischer Verlag, Frankfurt / M. 1953. S. 36f.
- (5) ebd. S. 37.
- (6) ジャック・テリダ『カフカ論』掟の門前』をめぐって』三浦信孝訳(ポストモダン叢書 朝日出版社 一九八六)
- (7) („Nein“, sagte der Geistliche, „man muß nicht alles für wahr halten, man muß es nur für notwendig halten.“ „Trübselige Meinungen“, sagte K. „Die Lüge wird zur Weltordnung gemacht.“) Franz Kafka: Der Prozeß. S. 264.

ヘネルはこの「すべて」(alles)を門番が言ったこととすべてと取っているが、この場合はそれも含めてこの物語全体と解釈するべきであると考ええる。そうでないとその後の「世界秩序」(Weltordnung)という言葉との関連が希薄になってしまう。

(8) カフカはフェリーツェの父に宛てた手紙(一九一三年八月二八日)の中で次のように書いている。

「わたくしの全存在は文学に向けられています。その方向をわたくしは三十歳になるまで厳密に守ってきました。もしわたくしがそれから離れることがあるなら、わたくしはもはや生きてはいけません。わたくしがそうであるところの、またそうでないところのすべては文学の結果なのです。」

Franz Kafka: Briefe an Felice. Hrsg. von Erich Heller und Jürgen Born. S. Fischer Verlag, Frankfurt / M. 1967. S. 456.

(9) Franz Kafka: Briefe 1902-1924. Hrsg. von Max Brod. Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt / M. 1975. S. 337f.

(10) 『日記』(一九二一年十月二一日) Franz Kafka: Tagebücher. Hrsg. von Max Brod. S. Fischer Verlag, Frankfurt / M. 1948. S. 393.

(11) 『日記』(一九二二年一月二七日) ebd. S. 406.

(12) 『日記』(一九二二年二月六日) ebd. S. 396.

(13) 『日記』(一九二二年一月一六日) ebd. S. 398.

(14) フリードリッヒ・バイスナー『物語作者フランツ・カフカ』粉川哲夫訳編(せりか書房 一九七六) ここで語り手と主人公の一致ということについて述べられているが、カフカによって書かれたものの内容については、「夢のような内面生活」とだけしか言われていない。

(15) 『判決』が書かれる一カ月前の八月中葉、カフカは『観察』の出版のことで煩わされることに悩んでいた。(『日記』一九二二年八月二一日)

(16) カフカがプラハではじめてフェリーツェに会ったとき、彼女は白いブラウスを着て帽子を被っていた。またカフカはフ

エリートツェから何枚かの写真を送ってもらい、それをよく身につけて持ち歩いていた。一九一二年の彼女に宛てた多くの手紙には、いたるところにキスとどういふ言葉が書かれていた。 Franz Kafka: Briefe an Felice.

(17) Franz Kafka: Tagebücher. S. 226.

(18) ハルトムート・ビンダーによると、『審判』が書き始められたのは、一九一四年八月第二週と推定されている。 Hartmut Binder: Kafka Kommentar zu den Romanen, Rezensionen, Aphorismen und zum Brief an den Vater. Winkler Verlag, München. 1976.

(19) 『日記』(一九一二年九月二三日) Franz Kafka: Tagebücher. S. 209f.

(20) 『日記』(一九一三年二月一日) ebd. S. 212.

(慶應義塾大学理工学部非常勤講師)